

## 大津市コミュニティセンターの利用者団体に係る登録要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、大津市コミュニティセンター条例(令和元年第45号。以下「条例」という。)第2条各号に掲げるコミュニティセンター(以下「センター」という。)において文化、教養、体育、レクリエーション等に関する自主的かつ主体的な活動を行う利用者団体の登録を行うことにより、センターにおける利用者団体の円滑な活動の実施及びその促進を図り、もって地域の多様な主体による協働のまちづくりに資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「利用者団体」とは、学習活動により知識・技術の習得を目指し、その成果を地域へ還元するとともに、活動を通じて仲間づくりと地域社会に貢献し、もって地域のまちづくりに寄与することを目的として活動する団体であって、次に掲げる要件を満たす団体をいう。

- (1) この要綱による登録を受けようとするセンター(次号において「登録センター」という。)を1か月に1回以上利用する団体であること。
- (2) 団体の構成員の総数が5人以上であり、かつ、原則としてその半数以上の者が登録センターの所在する学区又はその隣接する学区(以下「センター所在学区等」という。)の区域内に居住している者であること。
- (3) 団体の代表者又は責任者がセンター所在学区等の区域内に居住していること。
- (4) 主としてセンター所在学区等の区域内の居住者を対象とした活動を行っている団体であること。
- (5) 規約、会則又はこれらに類するものを定め、団体として活動するための体制が整備されていること。
- (6) 団体の構成員が自主的かつ主体的に運営を行っている団体であって、団体の入退会の制限を行っていないこと。
- (7) 営利を目的とした活動を行う団体でないこと。
- (8) 特定の政党の利害に関する活動を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持する団体でないこと。
- (9) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援する団体でないこと。

### (登録)

第3条 センターにおいて利用者団体として活動しようとするものは、当該センターの長(条例第5条第1項に規定する指定管理施設にあつては、市民部自治協働課協働のまちづくり推進室長。以下「所長等」という。)の登録を受けなければならない。

### (利用者団体の登録の申請)

第4条 前条の登録を受けようとする者は、所定の申請書を所長等が指定する期間(以下「指定期間」という。)内に、所長等に提出しなければならない。ただし、所長等が特別の理由があると認めるときは、当該指定期間後においてもこれを提出することができるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 規約、会則又はこれらに類するもの
- (2) 構成員名簿
- (3) 予算書及び決算書

(4) 利用者団体が地域還元活動(次項に掲げる事項をいう。次号において同じ。)を行った実績がわかるもの

(5) 利用者団体の計画している地域還元活動がわかるもの

3 所長等は、前2項の規定により提出された書類を審査し、第2条各号に掲げる要件を満たし、かつ、次に掲げる事項のうち3以上の活動を行うことにより地域のまちづくりに資する団体であると認めるときは、利用者団体として登録をしなければならない。

(1) センターで行う文化祭、センター運営等への参加

(2) センターで実施する事業における講師

(3) 市主催事業、地域の行事等への参加

(4) 地域におけるボランティア活動の実施

(5) 他の利用者団体及び地域各種団体との協力活動の実施

4 前項の登録は、登録を受けたセンターに限り有効とする。

(利用者団体の登録の有効期間)

第5条 利用者団体の登録の有効期間は、登録を受けた日からその日が属する年度の3月31日までとする。

(変更の届出等)

第6条 利用者団体は、申請書及びその添付書類の内容に変更が生じたとき、活動を休止したとき、利用者団体を解散したとき、又は登録の取消しの申出を行おうとするときは、所定の届出書により、所長等に届け出なければならない。

(登録の取消し等)

第7条 所長等は、利用者団体が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

(1) 第2条各号に掲げる要件のいずれかを欠いたとき。

(2) 休止の届出なしに2か月以上活動を停止したとき。

(3) 利用者団体から登録取消しの申出があったとき。

(4) その他所長等が利用者団体として適当でないと判断したとき。

2 所長等は、必要があると認めるときは、利用者団体の活動について事情を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 センター設置の日(以下この項において「設置日」という。)前に大津市立公民館の利用者団体に係る登録要綱(平成21年4月1日施行)の規定により公民館長がした登録その他の行為でその効力を有するもの又は設置日前に公民館長に対してなされた登録の申請その他の行為は、この要綱の相当規定により所長等がした登録その他の行為又は所長等に対してなされた登録の申請その他の行為とみなす。